

産業活力再生特別措置法に基づく 事業再構築計画の認定について

平成18年4月28日
千葉都市モノレール株式会社

本日、産業活力再生特別措置法に基づき申請しておりました事業再構築計画が、下記のとおり国土交通省により認定を受けましたので、お知らせいたします。

この認定により、本事業再構築計画を実行し、強固な自立的経営体質を構築して、旅客サービスの向上、収益力の強化、効率経営の推進を図ってまいります。

記

1. 認定日

平成18年4月28日（金）（申請：平成18年4月11日）

2. 事業再構築計画の内容

(1) 事業の構造変更

構造的な赤字体質からの脱却を図り、将来にわたり安定した経営ができる財務構造を確立するため「累積損失の解消」と「単年度黒字化」を柱とした次のような事業構造の変更を行います。

< 累積損失の解消 >

平成18年5月中旬を目途に既存出資金100億円の99%減資（99億円）を行うと同時に、千葉県及び千葉市が有する千葉都市モノレール株式会社への貸付金（204億円）の現物出資による第三者割当増資を実施。

更に、平成18年8月を目途に千葉県出資金の100%減資、千葉市出資金の98.2%減資、民間出資金の80%減資（計102億円）を行うとともに、資本準備金5億円の取崩しを行います。

千葉市に軌道資産の一部を無償譲渡するために発生する譲渡損90億円については、平成18年度の当期利益（1億円・予定）を差し引いた損失（89億円・予定）を資本準備金から取り崩すことにより、累積損失の解消を図ります。

< 単年度黒字化 >

収支構造の圧迫要因となっている軌道資産にかかる減価償却費、設備更新費を大幅に削減するため、平成18年8月中旬に千葉都市モノレール株式会社が保有する軌道資産の一部（軌道桁内設備、駅舎内設備、変電所、電力管理システム等：簿価90億円）を千葉市に無償で譲渡することにより、単年度収支の黒字化を図ります。

(2) 事業革新

平成18年5月8日より、『新お昼のお出かけフリーきっぷ』及び『新お昼のお出かけ全線定期券』を新規発売。

これまで発売していましたが「お昼のお出かけフリーきっぷ」（1日600円・平日10～16時まで全線乗り放題：H15年10月より販売開始）及び「お昼のお出かけ全線定期券」（1ヶ月9900円・10～16時まで全線乗り放題：H16年4月より販売開始）を、価格据え置きのまま利用時間帯を大幅に拡大（10～18時まで）した「新お昼のお出かけフリーきっぷ」及び「新お昼のお出かけ全線定期券」を発売いたします。

今後もお客様に便利で喜ばれる商品開発を行っていく予定です。

3. 事業再構築計画の実施時期

平成18年5月 ～ 平成19年3月

4. 認定に伴う支援措置

認定事業計画再構築計画に基づき行う増資に係る登録免許税の軽減

(参考)

産業活力再生特別措置法は、我が国企業の事業再構築を推進し、生産性の抜本的な向上を図ることにより、我が国産業活力の再生を実現することを目的としています。同法に基づき「事業再構築計画」の認定を受けた企業は、登録免許税の軽減など税制上の特例措置等の利用が可能となります。

当社においては、増資の際の登記の税率軽減の支援措置をいただく予定です。

< お問い合わせ先 >

千葉都市モノレール株式会社
経営管理室（担当）今関・伊藤
電話 043 - 287 - 8216